

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年5月27日
【発行者名】	あおぞら投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 原田 政明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町六丁目 1 番地 1
【事務連絡者氏名】	大久保 由美子
【電話番号】	03-6752-1050
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係るファ ンドの名称】	あおぞら・新グローバル・コア・ファンド（限定追加型）2020-
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】	当初申込期間（2020年 4 月20日から2020年 5 月27日まで） 500億円を上限とします。 継続申込期間（2020年 5 月28日から2020年 9 月30日まで） 2,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年4月3日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）につき、投資対象とする外国投資信託証券の運用報酬が引き下げられたことに伴い、第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格 ファンドの特色、2 投資方針（2）投資対象 指定投資信託証券の概要および4 手数料等及び税金（3）信託報酬等に訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下の通り更新または訂正します。

下線部_____は訂正箇所を表します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの特色

<訂正前>

ファンドの目的

実質的に日本を含む世界の株式および債券に広く分散投資を行うことで、インカムゲインの獲得と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。また、投資にあたってはサステナビリティ(持続可能性)*を考慮します。

*サステナビリティ(持続可能性)は本書において、ESGと同義としています。

ファンドの特色

1 世界の株式・債券に分散投資を行います。

- ・投資信託証券を通じて日本を含む世界の株式(新興国の株式を含みます。)および債券に広く分散投資を行うことで、インカムゲインの獲得と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
- ・株式の実質的な組入比率を計画的に段階的に引き上げることで、買付時期の分散を図ります。
- ・投資にあたってはサステナビリティ(持続可能性)を考慮します。

投資する外国投資信託証券

ESG 先進国株式	ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー	グローバル・サステナビリティ・コア・エクイティ・ファンド
新興国株式	ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー	エマージング・マーケット・バリュー・ファンド
先進国債券①	ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー	グローバル・ショート・フィクスト・インカム・ファンド
ESG 先進国債券②	ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー	グローバル・サステナビリティ・フィクスト・インカム・ファンド

*本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います(ファンド・オブ・ファンズ方式については、後記「ファンドの仕組み」をご覧ください)。

※組入れファンドにおいて、先進国債券への投資については対円で為替ヘッジを行います。株式への投資については為替ヘッジを行いません。

ESGは、投資にあたってサステナビリティを考慮したファンドを示しています。

※上記は2020年4月3日現在予定されている組入れ投資信託証券(以下「組入れファンド」または「指定投資信託証券」といいます。)の一覧です。

2 基準価額が一定水準(13,000円)に達成後は低リスク運用に切り替えます。

- ・低リスク運用は、基準価額が13,000円以上となった場合に、一定期間内で株式の実質的な組入比率を概ね10%に引き下げ、債券に概ね90%投資する運用に切り替えることを基本とします。

※基準価額(支払済の分配金(税引前)累計額は加算しません。)が13,000円に到達した後も運用は信託期間終了日まで継続されるため、基準価額は変動します。基準価額が13,000円に到達しての償還、買取をお約束するものではありません。

3 低リスク運用に切り替え後、翌日から信託報酬*を引き下げます。



*本ファンドの信託報酬に投資対象とする投資信託証券の運用報酬を合わせた、投資者が実質的に負担する信託報酬です。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

（以下略）

<訂正後>

ファンドの目的

実質的に日本を含む世界の株式および債券に広く分散投資を行うことで、インカムゲインの獲得と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。また、投資にあたってはサステナビリティ（持続可能性）*を考慮します。
*サステナビリティ（持続可能性）は本書において、ESGと同義としています。

ファンドの特色

1 世界の株式・債券に分散投資を行います。

- 投資信託証券を通じて日本を含む世界の株式（新興国の株式を含みます。）および債券に広く分散投資を行うことで、インカムゲインの獲得と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
- 株式の実質的な組入比率を計画的に段階的に引き上げることで、買付時期の分散を図ります。
- 投資にあたってはサステナビリティ（持続可能性）を考慮します。

投資する外国投資信託証券			
ESG	先進国株式	ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー	グローバル・サステナビリティ・コア・エクイティ・ファンド
	新興国株式	ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー	エマージング・マーケット・バリュー・ファンド
	先進国債券①	ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー	グローバル・ショート・フィクスト・インカム・ファンド
ESG	先進国債券②	ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー	グローバル・サステナビリティ・フィクスト・インカム・ファンド

*本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います（ファンド・オブ・ファンズ方式については、後記「ファンドの仕組み」をご覧ください。）。

①組入れファンドにおいて、先進国債券への投資については対円で為替ヘッジを行います。株式への投資については為替ヘッジを行いません。

②は、投資にあたってサステナビリティを考慮したファンドを示しています。

※上記は2020年5月27日現在で予定されている組入れ投資信託証券（以下「組入れファンド」または「指定投資信託証券」ということがあります。）の一覧です。

2 基準価額が一定水準（13,000円）に達成後は低リスク運用に切り替えます。

- 低リスク運用は、基準価額が13,000円以上となった場合に、一定期間内で株式の実質的な組入比率を概ね10%に引き下げ、債券に概ね90%投資する運用に切り替えることを基本とします。

※基準価額（支払済の分配金（税引前）累計額は加算しません。）が13,000円に到達した後も運用は信託期間終了日まで継続されるため、基準価額は変動します。基準価額が13,000円に到達しての償還、買取をお約束するものではありません。

3 低リスク運用に切り替え後、翌日から信託報酬*を引き下げます。



*本ファンドの信託報酬に投資対象とする投資信託証券の運用報酬を合わせた、投資者が実質的に負担する信託報酬です。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

<以下略>

2 【投資方針】

（2）【投資対象】

<訂正前>

（前略）

指定投資信託証券の概要 a.

ファンド名	ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー グローバル・サステナビリティ・コア・エクイティ・ファンド
ファンド形態	アイルランド籍外国証券投資法人（円建て）
投資目的	中長期的な値上がり益の最大化を目指します。
主な投資対象	主に、投資可能と判断される先進国の株式に投資します。その際、サステナビリティ（持続可能性）を考慮した上で割安と判断する株式や時価総額の比較的小さい小型株により比重をおきます。

主な投資制限	先進国の主要市場で取引されている先進国の株式を主要投資対象とします。 先進国で取引されている株式のうち、新興国の株式と判断される株式への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の20%を超えないものとします。 リスク管理等を目的として、金融派生商品に投資することがあります。その際、為替予約取引および先物取引以外の金融派生商品の利用を目指すものではありません。また実質的な投資比率が純資産総額の100%を超えるような取引は行いません。
運用報酬等	運用報酬： 0.33% その他の費用： 受託報酬、管理事務代行報酬、保管報酬、登録・名義書換事務代行報酬、受益者サービス報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
投資顧問会社	ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・リミテッド
決算日	毎年11月30日

上記は本書提出日現在予定されている指定投資信託証券の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

指定投資信託証券の概要 b.

ファンド名	ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー エマージング・マーケット・バリュー・ファンド
ファンド形態	アイルランド籍外国証券投資法人（円建て）
投資目的	中長期的な値上がり益の最大化を目指します。
主な投資対象	主に、投資可能と判断される新興国（下記の投資対象国・地域リスト参照）の上場株式に投資します。その際、主に対象銘柄の時価総額と比較して資産価値が高いと判断される割安株に着目します。加えて、投資顧問会社の判断により預託証券（ADR等）も投資対象に含めることができます。 <投資対象国・地域リスト> ブラジル、チリ、中国、コロンビア、チェコ、エジプト、ギリシャ、ハンガリー、香港、インド、インドネシア、イスラエル、マレーシア、メキシコ、ペルー、フィリピン、ポーランド、南アフリカ、韓国、台湾、タイ、トルコ 投資顧問会社は上記リストを随時見直しできるものとし、ファンドの決算報告書類においてその見直し内容を開示するものとします。
主な投資制限	リスク管理等を目的として、金融派生商品に投資することがあります。その際、為替予約取引および先物取引以外の金融派生商品の利用を目指すものではありません。また実質的な投資比率が資産総額の100%を超えるような取引は行いません。
運用報酬等	運用報酬： 0.50% その他の費用： 受託報酬、管理事務代行報酬、保管報酬、登録・名義書換事務代行報酬、受益者サービス報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
投資顧問会社	ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・リミテッド
決算日	毎年11月30日

上記は本書提出日現在予定されている指定投資信託証券の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

指定投資信託証券の概要 c.

ファンド名	ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー グローバル・ショート・フィクスト・インカム・ファンド
ファンド形態	アイルランド籍外国証券投資法人（円建て）
投資目的	投資元本の保全を目指しながら、金利収入獲得の最大化を目指します。
主な投資対象	主として国債、政府機関・国際機関債や投資適格の社債などの先進国の固定金利/変動金利中短期公社債（残存年限5年以内）に為替をヘッジした上で投資することで、為替レートの変動による影響を抑えつつ、安定した収益を目指します。
主な投資制限	コマーシャル・ペーパーへの投資にあたっては、主要な格付機関においてPrime1、A1またはF1以上の発行体に投資するものとします。 その他の公社債への投資にあたっては、主要な格付機関においてAa3またはAA-以上の発行体に投資するものとします。格付がないものについては、運用会社がこれらと同等以上と判断するものとします。 リスク管理等を目的として、金融派生商品に投資することがあります。その際、為替予約取引および先物取引以外の金融派生商品の利用を目指すものではありません。また実質的な投資比率が資産総額の100%を超えるような取引は行いません。
運用報酬等	運用報酬： 0.25% その他の費用： 受託報酬、管理事務代行報酬、保管報酬、登録・名義書換事務代行報酬、受益者サービス報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
投資顧問会社	ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・リミテッド
決算日	毎年11月30日

上記は本書提出日現在予定されている指定投資信託証券の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

指定投資信託証券の概要 d.

ファンド名	ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー グローバル・サステナビリティ・フィクスト・インカム・ファンド
ファンド形態	アイルランド籍外国証券投資法人（円建て）
投資目的	投資元本の保全を目指しながら、金利収入獲得の最大化を目指します。
主な投資対象	主として国債や、政府機関・国際機関債およびサステナビリティ（持続可能性）スコアを考慮した投資適格社債などの先進国の公社債に為替をヘッジした上で投資すること、為替レートの変動による影響を抑えつつ、安定した収益を目指します。
主な投資制限	コマーシャル・ペーパーへの投資にあたっては、主要な格付機関においてPrime1、A1またはF1以上の発行体に投資するものとします。 その他の公社債への投資にあたっては、主要な格付機関においてBa1またはBBB-以上の発行体に投資するものとします。格付がないものについては、運用会社がこれらと同等以上と判断するものとします。 リスク管理等を目的として、金融派生商品に投資することがあります。その際、為替予約取引および先物取引以外の金融派生商品の利用を目指すものではありません。また実質的な投資比率が純資産総額の100%を超えるような取引は行いません。
運用報酬等	運用報酬： 0.28% その他の費用： 受託報酬、管理事務代行報酬、保管報酬、登録・名義書換事務代行報酬、受益者サービス報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
投資顧問会社	ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・リミテッド
決算日	毎年11月30日

上記は本書提出日現在予定されている指定投資信託証券の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

<訂正後>

（前略）

指定投資信託証券の概要 a.

ファンド名	ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー グローバル・サステナビリティ・コア・エクイティ・ファンド
ファンド形態	アイルランド籍外国証券投資法人（円建て）
投資目的	中長期的な値上がり益の最大化を目指します。
主な投資対象	主に、投資可能と判断される先進国の株式に投資します。その際、サステナビリティ（持続可能性）を考慮した上で割安と判断する株式や時価総額の比較的小さい小型株により比重をおきます。
主な投資制限	先進国の主要市場で取引されている先進国の株式を主要投資対象とします。 先進国で取引されている株式のうち、新興国の株式と判断される株式への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の20%を超えないものとします。 リスク管理等を目的として、金融派生商品に投資することがあります。その際、為替予約取引および先物取引以外の金融派生商品の利用を目指すものではありません。また実質的な投資比率が純資産総額の100%を超えるような取引は行いません。

運用報酬等	運用報酬： <u>0.28%</u> その他の費用： 受託報酬、管理事務代行報酬、保管報酬、登録・名義書換事務代行報酬、受益者サービス報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
投資顧問会社	ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・リミテッド
決算日	毎年11月30日

上記は本書提出日現在予定されている指定投資信託証券の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

指定投資信託証券の概要 b.

ファンド名	ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー エマージング・マーケット・バリュー・ファンド
ファンド形態	アイルランド籍外国証券投資法人（円建て）
投資目的	中長期的な値上がり益の最大化を目指します。
主な投資対象	主に、投資可能と判断される新興国（下記の投資対象国・地域リスト参照）の上場株式に投資します。その際、主に対象銘柄の時価総額と比較して資産価値が高いと判断される割安株に着目します。加えて、投資顧問会社の判断により預託証券（ADR等）も投資対象に含めることができます。 <投資対象国・地域リスト> ブラジル、チリ、中国、コロンビア、チェコ、エジプト、ギリシャ、ハンガリー、香港、インド、インドネシア、イスラエル、マレーシア、メキシコ、ペルー、フィリピン、ポーランド、南アフリカ、韓国、台湾、タイ、トルコ 投資顧問会社は上記リストを随時見直しできるものとし、ファンドの決算報告書類においてその見直し内容を開示するものとします。
主な投資制限	リスク管理等を目的として、金融派生商品に投資することがあります。その際、為替予約取引および先物取引以外の金融派生商品の利用を目指すものではありません。また実質的な投資比率が資産総額の100%を超えるような取引は行いません。
運用報酬等	運用報酬： <u>0.48%</u> その他の費用： 受託報酬、管理事務代行報酬、保管報酬、登録・名義書換事務代行報酬、受益者サービス報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
投資顧問会社	ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・リミテッド
決算日	毎年11月30日

上記は本書提出日現在予定されている指定投資信託証券の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

指定投資信託証券の概要 c.

ファンド名	ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー グローバル・ショート・フィクスト・インカム・ファンド
ファンド形態	アイルランド籍外国証券投資法人（円建て）
投資目的	投資元本の保全を目指しながら、金利収入獲得の最大化を目指します。
主な投資対象	主として国債、政府機関・国際機関債や投資適格の社債などの先進国の固定金利/変動金利中短期公社債（残存年限5年以内）に為替をヘッジした上で投資することで、為替レートの変動による影響を抑えつつ、安定した収益を目指します。
主な投資制限	コマーシャル・ペーパーへの投資にあたっては、主要な格付機関においてPrime1、A1またはF1以上の発行体に投資するものとします。 その他の公社債への投資にあたっては、主要な格付機関においてAa3またはAA-以上の発行体に投資するものとします。格付がないものについては、運用会社がこれらと同等以上と判断するものとします。 リスク管理等を目的として、金融派生商品に投資することがあります。その際、為替予約取引および先物取引以外の金融派生商品の利用を目指すものではありません。また実質的な投資比率が資産総額の100%を超えるような取引は行いません。
運用報酬等	運用報酬： 0.23% その他の費用： 受託報酬、管理事務代行報酬、保管報酬、登録・名義書換事務代行報酬、受益者サービス報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
投資顧問会社	ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・リミテッド
決算日	毎年11月30日

上記は本書提出日現在予定されている指定投資信託証券の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

指定投資信託証券の概要 d.

ファンド名	ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー グローバル・サステナビリティ・フィクスト・インカム・ファンド
ファンド形態	アイルランド籍外国証券投資法人（円建て）
投資目的	投資元本の保全を目指しながら、金利収入獲得の最大化を目指します。
主な投資対象	主として国債や、政府機関・国際機関債およびサステナビリティ（持続可能性）スコアを考慮した投資適格社債などの先進国の公社債に為替をヘッジした上で投資することで、為替レートの変動による影響を抑えつつ、安定した収益を目指します。
主な投資制限	コマーシャル・ペーパーへの投資にあたっては、主要な格付機関においてPrime1、A1またはF1以上の発行体に投資するものとします。 その他の公社債への投資にあたっては、主要な格付機関においてBa1またはBBB-以上の発行体に投資するものとします。格付がないものについては、運用会社がこれらと同等以上と判断するものとします。 リスク管理等を目的として、金融派生商品に投資することがあります。その際、為替予約取引および先物取引以外の金融派生商品の利用を目指すものではありません。また実質的な投資比率が純資産総額の100%を超えるような取引は行いません。

運用報酬等	運用報酬： 0.27% その他の費用： 受託報酬、管理事務代行報酬、保管報酬、登録・名義書換事務代行報酬、受益者サービス報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
投資顧問会社	ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・リミテッド
決算日	毎年11月30日

上記は本書提出日現在予定されている指定投資信託証券の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

（以下略）

4【手数料等及び税金】

（3）【信託報酬等】

<訂正前>

信託報酬<通常時>

信託報酬率（年率）	
本ファンドの信託報酬 ：純資産総額に対して	年率1.10%（税抜1.00%）
投資対象とする投資信託証券の運用報酬 ：資産総額に対して	最大で年率0.3388%程度*
実質的な負担 ：純資産総額に対して	年率1.4388%（税込）程度

* 投資対象とする投資信託証券を、投資方針に基づき組入れた場合の最大値（ESG先進国株式ファンドを56%、新興国株式ファンドを14%、ESG先進国債券ファンドを30%組入れた場合に想定される、組入れファンドにかかる運用報酬率の最大値）を委託会社が算出したものです。

- 本ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.10%（税抜1.00%）の率を乗じて得た額とします。
- 指定投資信託証券において、最大で年率0.3388%程度の運用報酬等が別途課されるため、本ファンドの実質的な負担は、合計で年率1.4388%（税込）程度となります。
- ただし、上記の実質的な信託報酬等は、本書提出日現在予定されている指定投資信託証券に基づくものであり、指定投資信託証券の変更等により将来的に変動することがあります。

信託報酬<低リスク運用時>

信託報酬率（年率）	
本ファンドの信託報酬 ：純資産総額に対して	年率0.66%（税抜0.60%）
投資対象とする投資信託証券の運用報酬 ：資産総額に対して	最大で年率0.2884%程度*
実質的な負担 ：純資産総額に対して	年率0.9484%（税込）程度

基準価額が13,000円に到達し、債券中心の低リスク運用期間に移行した場合、翌日より上記の通りとなります。（以下同じ。）

* 投資対象とする投資信託証券を、投資方針に基づき組入れた場合の最大値（ESG先進国株式ファンドを8%、新興国株式ファンドを2%、ESG先進国債券ファンドを90%組入れた場合に想定される、組入れファンドにかかる運用報酬率の最大値）を委託会社が算出したものです。

- a. 本ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.66%（税抜0.60%）の率を乗じて得た額とします。
- b. 指定投資信託証券において、最大で年率0.2884%程度の運用報酬等が別途課されるため、本ファンドの実質的な負担は、合計で年率0.9484%（税込）程度となります。
- c. ただし、上記の実質的な信託報酬等は、本書提出日現在予定されている指定投資信託証券に基づくものであり、指定投資信託証券の変更等により将来的に変動することがあります。

（以下略）

<訂正後>

信託報酬<通常時>

信託報酬率（年率）	
本ファンドの信託報酬 ：純資産総額に対して	年率1.10%（税抜1.00%）
投資対象とする投資信託証券の運用報酬 ：資産総額に対して	最大で年率0.305%程度*
実質的な負担 ：純資産総額に対して	年率1.405%（税込）程度

* 投資対象とする投資信託証券を、投資方針に基づき組入れた場合の最大値（ESG先進国株式ファンドを56%、新興国株式ファンドを14%、ESG先進国債券ファンドを30%組入れた場合に想定される、組入れファンドにかかる運用報酬率の最大値）を委託会社が算出したものです。

- a. 本ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.10%（税抜1.00%）の率を乗じて得た額とします。
- b. 指定投資信託証券において、最大で年率0.305%程度の運用報酬等が別途課されるため、本ファンドの実質的な負担は、合計で年率1.405%（税込）程度となります。
- c. ただし、上記の実質的な信託報酬等は、本書提出日現在予定されている指定投資信託証券に基づくものであり、指定投資信託証券の変更等により将来的に変動することがあります。

信託報酬<低リスク運用時>

信託報酬率（年率）	
本ファンドの信託報酬 ：純資産総額に対して	年率0.66%（税抜0.60%）
投資対象とする投資信託証券の運用報酬 ：資産総額に対して	最大で年率0.275%程度*
実質的な負担 ：純資産総額に対して	年率0.935%（税込）程度

基準価額が13,000円に到達し、債券中心の低リスク運用期間に移行した場合、翌日より上記の通りとなります。（以下同じ。）

* 投資対象とする投資信託証券を、投資方針に基づき組入れた場合の最大値（ESG先進国株式ファンドを8%、新興国株式ファンドを2%、ESG先進国債券ファンドを90%組入れた場合に想定される、組入れファンドにかかる運用報酬率の最大値）を委託会社が算出したものです。

- a. 本ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.66%（税抜0.60%）の率を乗じて得た額とします。
- b. 指定投資信託証券において、最大で年率0.275%程度の運用報酬等が別途課されるため、本ファンドの実質的な負担は、合計で年率0.935%（税込）程度となります。
- c. ただし、上記の実質的な信託報酬等は、本書提出日現在予定されている指定投資信託証券に基づくものであり、指定投資信託証券の変更等により将来的に変動することがあります。

（以下略）